

ブロードバンドサービスに関する
ユニバーサルサービス制度における
交付金・負担金の算定等に関するWG(第2回)
事業者ヒアリング ご説明資料

2023年9月26日

ヒアリング事項

(1) 交付金・負担金の詳細な算定方法

① 原価・収益の算定の在り方

1. 減価償却費の扱い
2. 特別支援区域において新規整備又は民設移行した回線設備のうち、未利用芯線等の維持費用について
3. 利用部門コストの算定

② 共通費の配賦基準

1. 他の役務と共用している設備や他事業者と共用している設備等の費用の配賦基準

③ ベンチマーク方式及び収入費用方式の在り方

2. 収入費用方式における費用と収益の範囲の設定

(2) 特別支援区域の指定の基準

- 基準となる「大幅な赤字額」の設定

(3) その他必要と考えられる事項

はじめに

- 当社は、政府のデジタル田園都市国家構想等の実現に向け、国・自治体の補助金によってブロードバンド基盤の更なる整備を図りつつ、新たに創設される制度を通じて広くブロードバンドサービスの維持等を図るとする政策に賛同します。
- FTTHサービスを既に提供しているエリアでは、安定・継続的な役務提供を担っていくとともに、他事業者も含めFTTHサービスを提供していないエリアでは、国・自治体の補助金によるブロードバンド基盤の整備を前提に、新たな交付金等による必要十分で過大でない支援を活用することで、自治体と連携したブロードバンド基盤の整備・維持に積極的に取り組む考えです。
- また、将来を展望すると、ブロードバンドサービスの維持等に係る制度は、6G・衛星コンステレーション等、新技術の進展が見込まれることを踏まえ、技術・社会環境の変化に応じ、今後も引き続き見直していく必要があると考えます。
- なお、本WGでの議論は、ラストリゾート責務を負う事業者が存在しない前提での議論である認識であり、今後、仮に特定の事業者がラストリゾート責務を負うこととなる場合は、議論の前提が大きく異なることから、改めて制度の見直し等を検討する必要があると考えます。

(1) ①原価・収益の算定の在り方

1. 減価償却費の扱い

<支援区域の指定>

- ブロードバンド未整備地域も含む全ての町字について、**同一条件下で比較したうえで、第二号基礎的電気通信役務の整備・維持が構造的に困難な地域を特定する観点から、減価償却費を含め、役務提供に必要な原価は全て反映すべき**

支援区域の指定

全ての町字の原価・収益を算定・比較し、支援が必要な区域を指定

対象地域: 全ての町字
(未整備地域含む)
対象設備: アクセス～中継回線等全て

⇒ 減価償却費を含む役務提供に必要な全ての費用を対象とすべき

交付金の算定

支援が必要な区域について、実態に即した原価・収益に基づき、交付金を算定

対象地域: 支援区域のみ
(実際に整備された地域)
対象設備: アクセス回線設備等

⇒ 減価償却費は事業者による追加投資分のみを対象とすることが適当

<特別支援区域における交付金の算定(初期整備は、国・自治体等からの補助事業や、自治体等により実施されることが前提)>

- 新規整備に係る初期投資が**国・自治体等からの補助金等**を活用して行われた場合は、**当該補助金により構築された資産に係る減価償却費は交付金原価の対象外**とすることが適当

※当社においては、補助事業等で構築された資産は補助金額分を圧縮記帳しているため、減価償却費は生じない

- **また、公設設備を無償で譲り受ける場合も、譲り受けた資産に係る減価償却費は交付金原価の対象外**とすることが適当

※有償で譲受する場合には、事業者自らの投資による場合と同様に、譲受額に対する減価償却費は原価対象とすることが適当

- 以下のような**事業者自らの投資による設備の更新等**が行われた場合は、**原価対象**とすることが必要

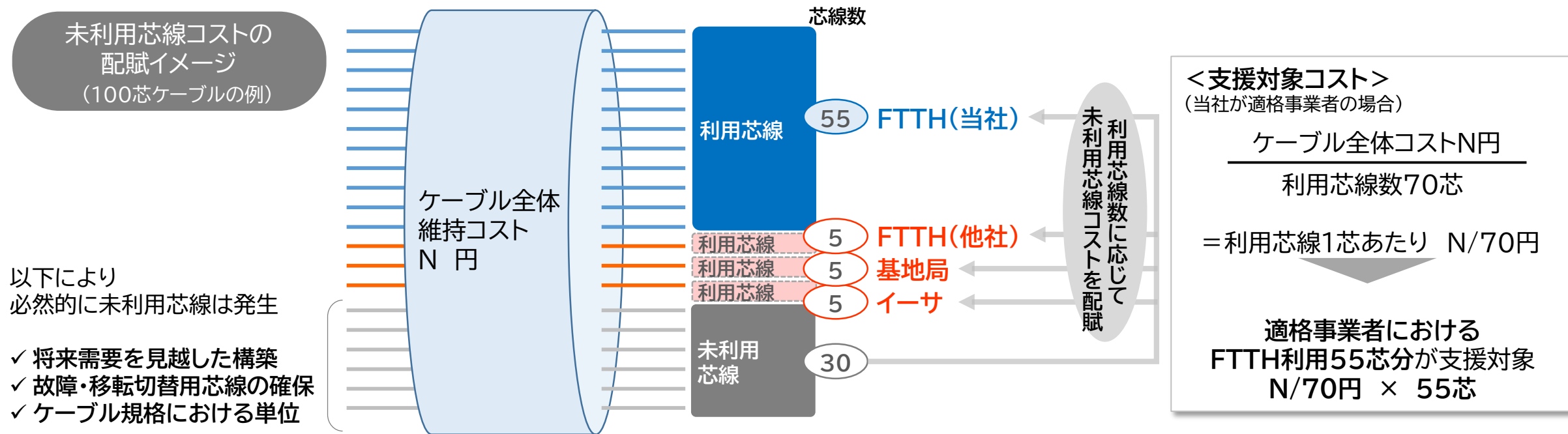
✓ 災害等により損壊した設備の復旧や、道路拡幅工事に伴う設備移転のための除却・再投資
(設備を除却した場合は、除却費も原価対象)

✓ 当初構築した設備量に対し、カバーすべき世帯数の増加等により新たな設備構築を要する場合の追加的な投資

(1) ①原価・収益の算定の在り方

2. 特別支援区域において新規整備又は民設移行した回線設備のうち、未利用芯線等の維持費用について

- 光ファイバケーブルは、将来需要や故障対応等を予め見積もったうえで敷設する方が、需要の発生の都度、敷設するよりも効率的であることや、ケーブルの規格により一定単位ごとの芯線数で構築することから、**未利用芯線は必然的に生じるものであり、役務提供に必要なものとして支援対象とされるべき**
- 具体的には、**未利用芯線コストを含めた全体コストを利用芯線数で按分した上で、1芯あたりのコストとすることが適当**（現行の接続料算定等においても同様としている）
- **他社FTTH・携帯基地局回線・イーササービス等に用いられる芯線のコストは支援対象外**であると理解（当該用途に係る未利用芯線分のコストも同様）

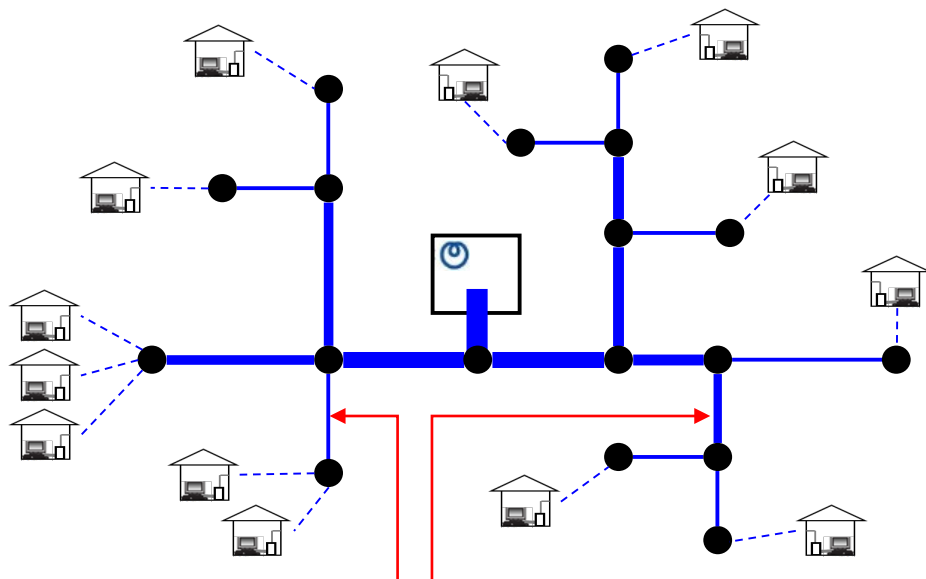


(1) ①原価・収益の算定の在り方

(参考)未利用芯線について

- 光ファイバケーブルは、当社ビルを出た後、枝分かれしつつ、お客様宅に向けて敷設されていく。
その際、各区間において**必要となる芯線数を満たす最小規格のケーブルを選択**することで、過剰な未利用芯線が生じないように取り組んでいるところ
- なお、光ファイバケーブルの収容芯線数に対する利用芯線数の割合について、収容ビルの規模による差は見られていない

FTTHにおける配線イメージ



当社ビルを出た後、枝分かれしつつ、各地点で必要となる芯線数を満たす最小規格のケーブルを利用

利用芯線数のサンプル調査※



委員限り

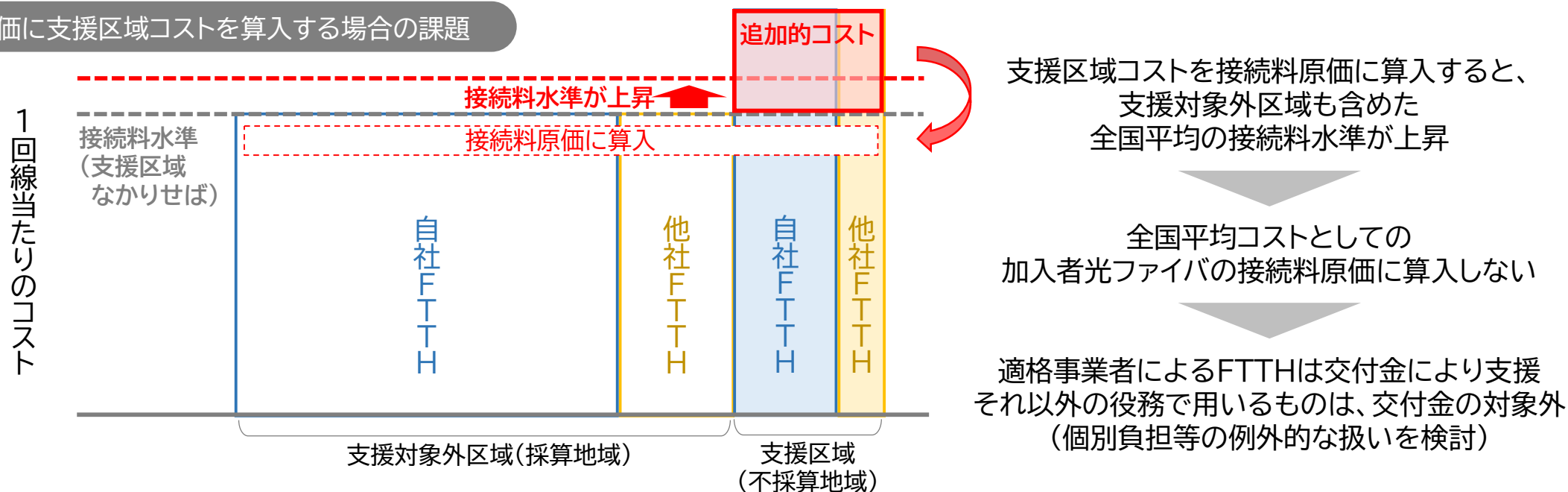
※2023.5.26 令和5年度接続料申請概要資料より数値抜粋

(1) ①原価・収益の算定の在り方

2. 特別支援区域において新規整備又は民設移行した回線設備のうち、未利用芯線等の維持費用について

- 接続事業者が光ファイバを貸し出す場合の接続料について、支援区域では、需要密度や地理的条件等に起因し、支援対象外区域に比してコストが高額となることが見込まれるため、**支援区域のコストを接続料原価に算入した場合、全国平均コストとしての接続料が上昇することが想定される**
- その場合、支援対象外区域で役務提供を行う他の接続事業者や当社利用部門が支援区域のコストを負担することとなるため、**支援区域において生じる追加コストは、全国平均コストとしての加入者光ファイバの接続料原価に算入しないことが適当**（そのうえで、**二号基礎的役務に係る追加コストは交付金の対象として支援することで、二重回収となることを回避**）
- なお、適格事業者による二号基礎的以外の役務に係る追加コストについては、交付金の支援対象外となるのであれば、当該エリアで役務提供する事業者が個別に負担する等、接続料の算定ルールにおいても例外的な扱いとすることが適当

接続料原価に支援区域コストを算入する場合の課題



(1) ①原価・収益の算定の在り方

3. 利用部門コストの算定

<効率化率を用いる手法及びその代替手法>

- 加入電話サービスとは異なり、固定ブロードバンドサービスは既に市場競争を通じた各社の経営努力による効率化が図られており、**支援対象区域外(競争地域)も含めた全国平均コストを採用**することで、**効率的かつ必要十分な支援となる**
- 加入電話サービスのように、**効率化率を用いて算定する場合、実態よりも過度に低減され、必要な支援が得られないおそれがあるため、効率化率を適用すべきではない**

<宣伝費の扱い>

- ブロードバンドの普及拡大により赤字額が縮小されれば、必要となる交付金の額も縮小されることから、宣伝費は、**利用者に対して適切な周知や利用促進・普及拡大を行うために必要なコストと認識しており、利用部門コストの対象とすべき**

<その他>

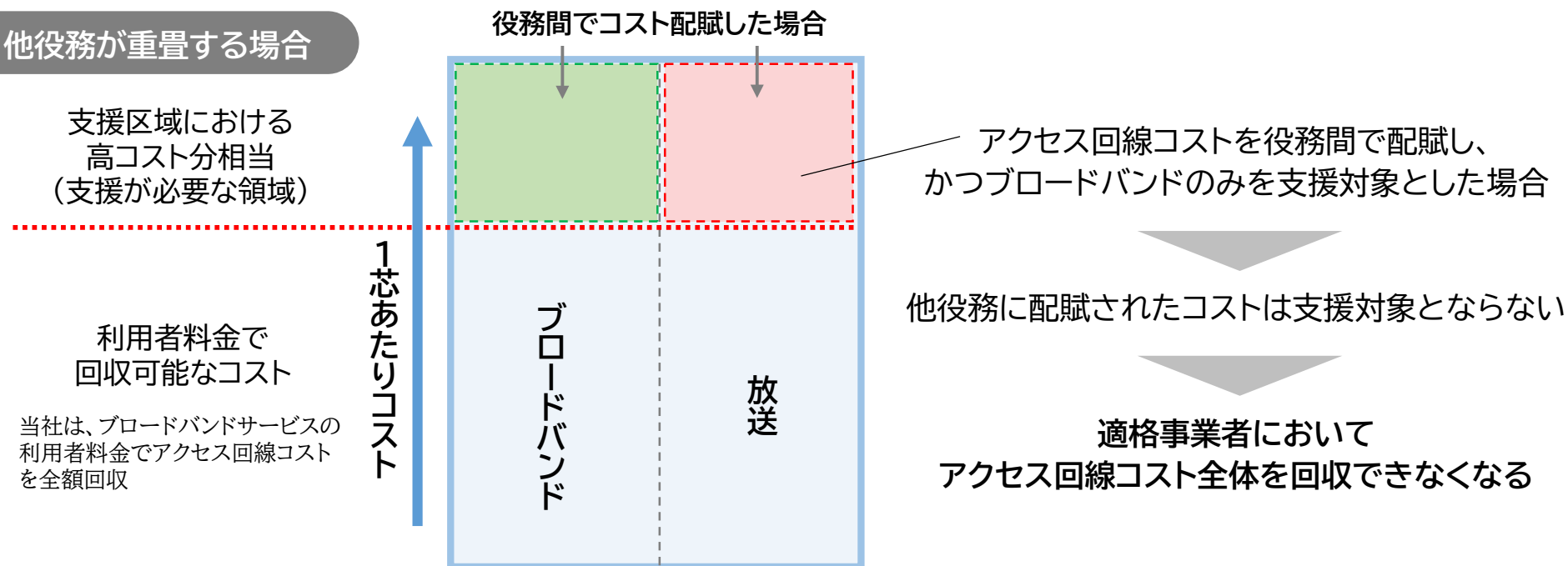
- 利用部門コストの算定については、**一定の適正性の確保**が必要
(適正性を確保する手法として、一定規模以上の整備実績を有し、電気通信事業会計規則に則り会計整理を行っている事業者の会計実績を基に算定することも考えられる)

(1) ②共通費の配賦基準

1. 他の役務と共用している設備や他事業者と共用している設備等の費用の配賦基準

- **支援対象となる役務は第二号基礎的電気通信役務**であり、それ以外の役務に用いられる芯線は支援対象外と理解
(イーササービス、基地局回線、接続機能を提供する光ファイバ、放送のみ・電話のみのサービス提供に用いられる光ファイバは支援対象外)
- 交付金による支援対象がアクセス回線設備であることを踏まえれば、第二号基礎的電気通信役務を提供するアクセス回線と、それ以外の役務を提供するアクセス回線(芯線)が**物理的に分離可能な場合、芯線単位で費用分計することが適当**
- また、同一芯線においてブロードバンドと重畳して提供される他の役務(放送や光IP電話)がある場合も、**アクセス回線設備は、二号基礎的役務であるブロードバンドの役務提供に不可欠なものとして、その全額を支援対象とすべき**
(重畳の有無によらず、二号基礎的役務(ブロードバンド)の提供に要する設備は「1芯」であり、物理的に「0.8芯」等では役務提供できない)

ブロードバンドと他役務が重畳する場合

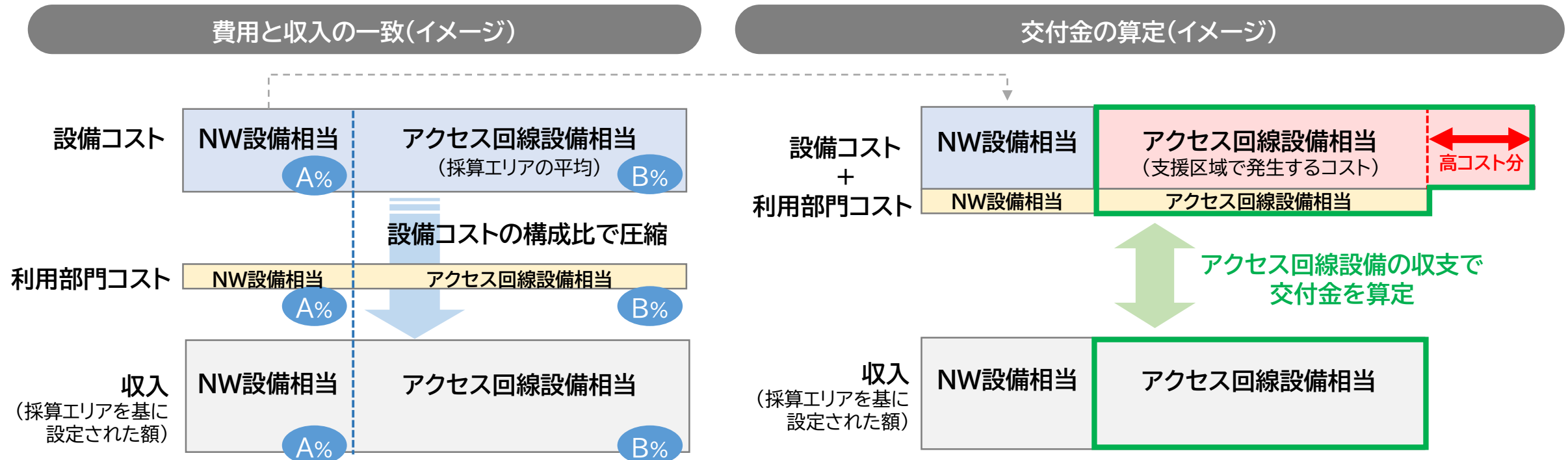


(1) ③ベンチマーク方式及び収入費用方式の在り方

2. 収入費用方式における費用と収益の範囲の設定

- 収入費用方式においては、**収入の範囲と費用の範囲を一致**(費用の算定対象範囲に応じて、収入の額を圧縮)させることが必要
- 設備コストは、設備区分に応じて把握可能であり、アクセス回線設備に係るものに限定することが適当
- 設備区分ごとの把握ができない利用部門コスト及び収入(利用者料金)は、**設備コストの構成比※**を用いて、**アクセス回線設備に係るものに限定・圧縮**することが適当

※利用者料金は、採算エリア(支援区域外)のコストに基づき設定されているため、**全国平均で算定された設備コストの構成比**を用いる



(2) 特別支援区域の指定の基準

特別支援区域の指定の基準(基準となる「大幅な赤字額」)について

- 特別支援区域は、「第二号基礎的電気通信役務の提供を確保することが著しく困難であると見込まれる場合」(事業法110条の2第2項第1号ロ)であることから、①未整備地域における新規整備や、②公設地域における民設移行が行われる地域については、「大幅な赤字地域」に該当しなくても、特別支援区域とすることが必要(下図の【C】に該当する地域は、特別支援区域となるものと理解)

✓ 額の多寡によらず赤字額が発生する場合には、事業者が新規整備や民設移行を引き受けることは困難であり、大幅な赤字地域に該当しなくても、①②に該当する区域は、特別支援区域として位置づけられるものと理解

- ①②の区域は、翌年以降も同様、「大幅な赤字地域」に該当しなくても特別支援区域として継続的に指定されることが必要

✓ 区域の指定は、毎年、総務省において実施されると理解

→ ①②に該当する区域は、初期整備や民設移行が行われた年だけでなく、それ以降の年においても、「大幅な赤字地域」に該当しなくても継続的に特別支援区域としての支援が行われなければ、事業者が新規整備や民設移行を引き受けることは困難

- そのほか、特別支援区域として指定されるべき地域としては、以下のような例が想定され、費用算定の在り方と合わせて検討すべき

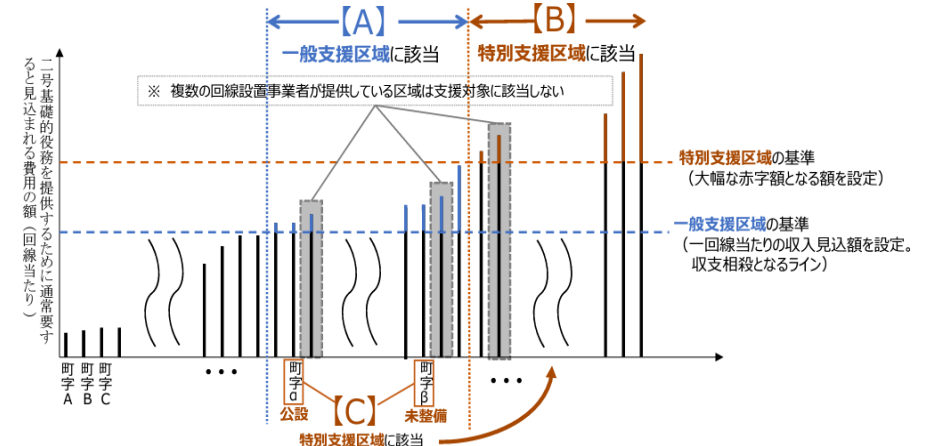
- ✓ 離島等において海底ケーブルの費用を要する区域
- ✓ 加入者密度が著しく低い区域
- ✓ 当該町字までの構築距離が著しく長延となる区域

情報通信審議会 答申「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方」概要(令和5年2月7日)

P.5 ■ 未整備地域の解消・民設移行促進等の観点から、モデル上の赤字地域に該当する「未整備地域」や「公設地域」は、(モデル上の大幅な赤字地域に該当しなくても)「地理的条件等により役務の提供の確保が著しく困難であると見込まれる地域」(改正事業法第110条の2第2項第1号ロ)として特別支援区域に位置付ける^{※13}ことが適当。

※13 特別支援区域に係る「未整備地域」等の扱いは、モデル構築の状況を踏まえ、検討を深める

P.6 (一般支援区域・特別支援区域の指定の考え方)



(※) 【C】以外にも、例えば地理的条件等により第二号基礎的役務の提供を確保することが著しく困難であると見込まれる特別の事情がある区域が存在した場合には、特別支援区域の補正を行うことも検討

(3) その他必要と考えられる事項

<負担事業者の事業規模等の基準>

- ① 「高速度データ伝送役務提供事業者」となるのは、前年度における電気通信役務の提供により生じた収益の額が10億円を超えている電気通信事業者であるところ、この収益をどのように算定するか
 - ② 「第二種負担金」は、高速度データ伝送役務提供事業者の前年度における電気通信役務の提供により生じた収益の額の3%以下としなければならないところ、この収益をどのように算定するか(上記①と同一と考えてよいか)
 - ④ 高速度データ伝送役務提供事業者が納付期限までにその負担金を納付しない時は、負担金の額に納付期限の翌日から当該負担金を納付する日までの日数一日につき一定の率を乗じて計算した額を延滞金として納付しなければならないところ、この一定の率の設定に当たり、留意すべき点はあるか
- 上記①②④について、いずれも第一号基礎的電気通信役務と同様でよいのではないか

(3) その他必要と考えられる事項

⑤ その他交付金・負担金の算定等にあたり、留意が必要と考えられること

<光基盤整備について>

- 本制度の検討過程より、初期整備費用については、国庫負担と自治体負担で100%を賄うことが前提となっているところ、自治体では、既存の国による補助金等を除いた初期整備費を負担しきれない等として、光基盤整備が進捗しない事例が発生
- この点、**国による新たな補助制度の創設や既存の補助制度の拡充、あるいは本交付金による支援の対象**とすることにより、ブロードバンド基盤の新規整備や公設設備の民設移行が進んでいくと期待できる
- また、**公設設備の民設移行にあたっては、移行手続き等に要する稼働・時間も大きな課題**となっており、例えば、自治体から民間事業者へ設備を譲渡する際の**道路占用許可等について、個別に申請することを求めるのではなく、一括変更等を可能とする制度的な対応も合わせて検討**いただきたい

既存の補助制度における課題

【新規整備・民設移行共通】

- ✓ 高度無線補助事業の補助率は、公設よりも民設で低く設定されているため、民設による整備の場合、相対的に自治体の費用負担が増大
- ✓ 光基盤整備等を希望する自治体が「過疎債」や「辺地債」等の適用対象とならない場合には、初期整備に係る自治体の費用負担が増大

【民設移行】

- ✓ 民設移行に際し、移行対象の自治体資産を確定するための現況調査や道路占用許可の変更申請等が必要となるが、調査費用・対応稼働費用は高度無線補助事業の支援の対象とならないため、自治体による負担が不可避
- ✓ 設備の高度化を行う場合、新設設備は高度無線補助事業の支援対象となるが、旧設備の撤去に係る費用は、支援の対象とならないため、高度化に伴う撤去費については自治体による負担が不可避
- ✓ 放送用光ファイバを含めた民設移行を促進する際、放送サービス固有の設備については、高度無線補助事業の支援の対象とならないため、放送事業者や自治体への支援が必要な場合あり